

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第128号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年1月22日 11時00分ごろ	
発生場所	山口県山口市秋穂港 ^{あいお} 秋穂港浦防波堤灯台から真方位177°800m付近（概位 北緯34°00.0′ 東経131°25.0′）	
事故等調査の経過	平成22年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第十八日好丸 ^{ひよし} 、19トン 282-12872山口、株式会社山口産業 B グラブ船兼起重機台船 第八日之出丸 ^{ひのて} 、約575トン なし、株式会社山口産業	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A 両舷機のプロペラ翼及びプロペラガード曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、B船を押して、秋穂港内を約5ノットの対地速力で東進中、平成22年1月22日11時00分ごろ、A船が工事現場の捨石に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	本事故発生場所付近は、秋穂港内の高潮対策護岸工事現場で、護岸の基礎となる捨石が投入されていた。 船長は、何回も護岸工事に携わり、捨石が投入されていることを知っていた。 A船は、船首約1.0m、船尾約2.0m、B船は、船首尾とも約1.5mの喫水であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押して秋穂港内を東進中、船長Aが、工事現場の水深が浅くなっていることを失念し、工事現場に接近した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押して秋穂港内を東進中、船長Aが工事現場の水深が浅くなっていることを失念していたため、工事現場に接近し、A船が捨石に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	